

第4回保倉川放水路環境調査検討委員会

保倉川放水路事業に係る環境影響評価手続き

令和7年 9月16日

北陸地方整備局 高田河川国道事務所

1. これまでの環境影響評価に係る方針

- 関川流域委員会における保倉川放水路の概略ルート公表を受け、第1回保倉川放水路環境調査検討委員会において、自主的な環境影響検討の方針を示し、その後、現地調査状況等の報告を行っている。
- その間、気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更、河川整備計画の変更について、関川流域委員会において議論され、保倉川放水路も含めた目標流量の引き上げ等を行っている。

保倉川放水路環境調査検討委員会

第1回 保倉川放水路環境調査検討委員会 (R3.6.15)

- ・ 自主的な環境影響検討の進め方について
- ・ 環境影響項目の選定 等

第2回 保倉川放水路環境調査検討委員会 (R5.12.8)

- ・ 環境影響項目の現地調査状況
- ・ 地元懸念事項に関する現地調査状況、環境影響予測・評価結果と対応（案） 等

第3回 保倉川放水路環境調査検討委員会 (R6.11.1)

- ・ 環境影響項目の現地調査状況
- ・ 関係住民意見聴取（パブリックコメント）で頂いたご意見とその対応 等

関川流域委員会（第20回～第27回）

第20回 関川流域委員会(R2.12.23) 第21回 関川流域委員会(R3.3.30)

- ・ 保倉川放水路概略ルート公表・決定

第22回 関川流域委員会(R4.3.29)

- ・ 概略ルート現地調査結果・放水路周辺のまちづくり検討

第23回 関川流域委員会(R4.11.25)

- ・ 概略ルート環境調査進捗状況
- ・ 気候変動を踏まえた関川水系河川整備基本方針見直しの動き

令和5年3月
関川水系河川整備基本方針 変更

第24回 関川流域委員会(R5.7.26)

- ・ 河川整備計画変更骨子案公表
（気候変動に伴う整備目標流量の変更）

第25回 関川流域委員会(R5.12.8)

- ・ 河川整備計画変更原案公表
- ・ 保倉川放水路に係る地元懸念事項

関係住民意見聴取（パブリックコメント）

第26回 関川流域委員会(R6.7.3)

- ・ 意見聴取を踏まえた対応について
（保倉川放水路関連含む）

第27回 関川流域委員会(R6.12.2)

- ・ 河川整備計画 変更案（案）

令和7年3月
関川水系河川整備計画 変更

1. これまでの環境影響評価に係る方針

R5.12.8第2回委員会資料より引用

開催日時：令和3年6月15日(火)
15時30分～17時30分
開催場所：高田河川国道事務所 会議室(Web会議併用)
内容：●環境影響項目の調査手法及び調査結果
●環境影響項目の予測手法 等

<委員名簿>

※五十音順、敬称略

氏名	所属・役職等
五百川 裕	上越教育大学大学院 教授
春日 良樹	元妙高高原ビジターセンター 館長
小池 俊雄	土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター センター長 ◎委員長
富永 禎秀	新潟工科大学 教授
中村 圭吾	土木研究所 水環境グループ河川生態チーム 上席研究員
中村 雅彦	上越教育大学大学院 教授
中村 幸弘	元上越市水族館 館長
福濱 方哉	国土技術政策総合研究所 河川研究部 水環境研究官
細山田 得三	長岡技術科学大学 教授



委員会開催状況(WEB会議画面)



事務所長挨拶(会議室)

傍聴席(別室)

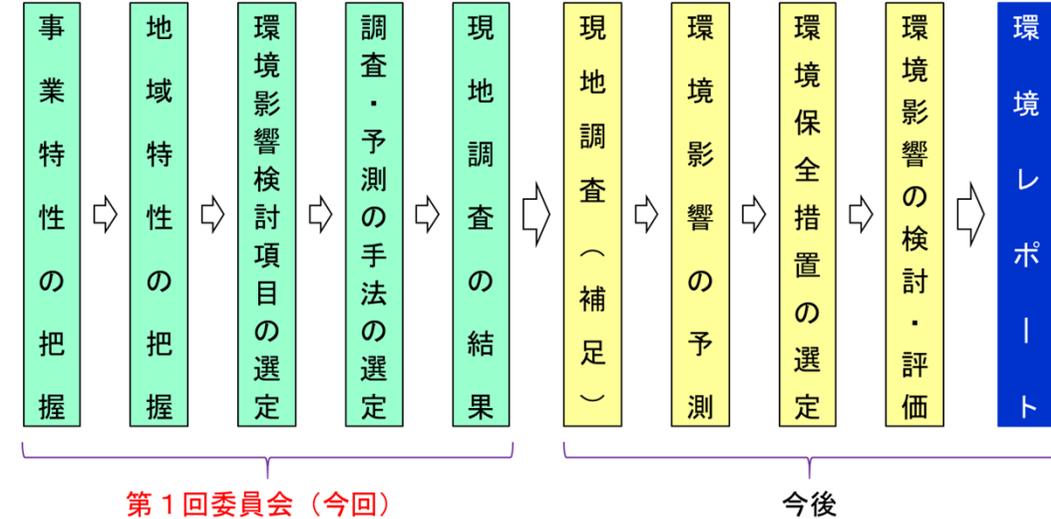
【自主的な環境影響評価の手続き】

環境影響評価の手続きを定めた法令等は、環境影響評価法または新潟県環境影響評価条例であり、対象となる放水路の事業規模は、環境影響評価法が100ha以上、新潟県環境影響評価条例が50ha以上である。

→保倉川放水路の土地改変面積は50ha未満と想定しており、**法及び条例の対象規模には該当しないものの、新川開削による周辺環境への影響を把握するため、自主的に環境影響検討を実施する。**

環境影響検討の流れ

R3.6.15 第1回保倉川放水路環境調査検討委員会 資料5より



1. これまでの環境影響評価に係る方針

R3.6.15第1回委員会
資料より引用、一部改



【環境影響評価関係法令と保倉川放水路に係る環境影響評価の方針について】

- ・環境影響評価の手続きを定めた法令等は環境影響評価法または新潟県環境影響評価条例であり、対象となる放水路の事業規模は、環境影響評価法が100ha以上、新潟県環境影響評価条例が50ha以上である。
- ・保倉川放水路の土地改変面積は、これまでは50ha未満と想定しており、法及び条例の対象規模には該当しないものの、新川開削による周辺環境への影響を把握するため、自主的な環境影響検討を実施することとしていた（R3.6.15 第1回保倉川放水路環境調査検討委員会）。

【環境影響評価法の対象事業】

事業の種類	第一種事業※1の要件	第二種事業※2の要件
法第二条第二項第一号口に掲げる事業の種類	百ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの	七十五ヘクタール以上百ヘクタール未満の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業であって、国土交通大臣、都道府県知事又は指定都市の長が河川工事として行うもの

出典：環境影響評価法第二条及び環境影響評価法施行令第一条並びに別表第一

※1：規模が大きく環境に大きな影響を及ぼすおそれがある事業。

※2：第一種事業に準ずる大きさで、手続を行うかどうかを個別に判断する事業。

【新潟県環境影響評価条例の対象事業】

事業の種類	事業内容	条例第2条第2項第1号の事業の規模の要件※1	条例第2条第2項第2号の事業の規模の要件※2
2 ダム、堰 又は放水路の新築又は改築の事業	(4) 放水路の新築の事業であって、河川法第8条に規定する河川工事として行うもの	50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの	30ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更するもの

出典：新潟県環境影響評価条例第二条並びに別表第一及び新潟県環境影響評価条例施行規則並びに別表第一

※1：規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業。

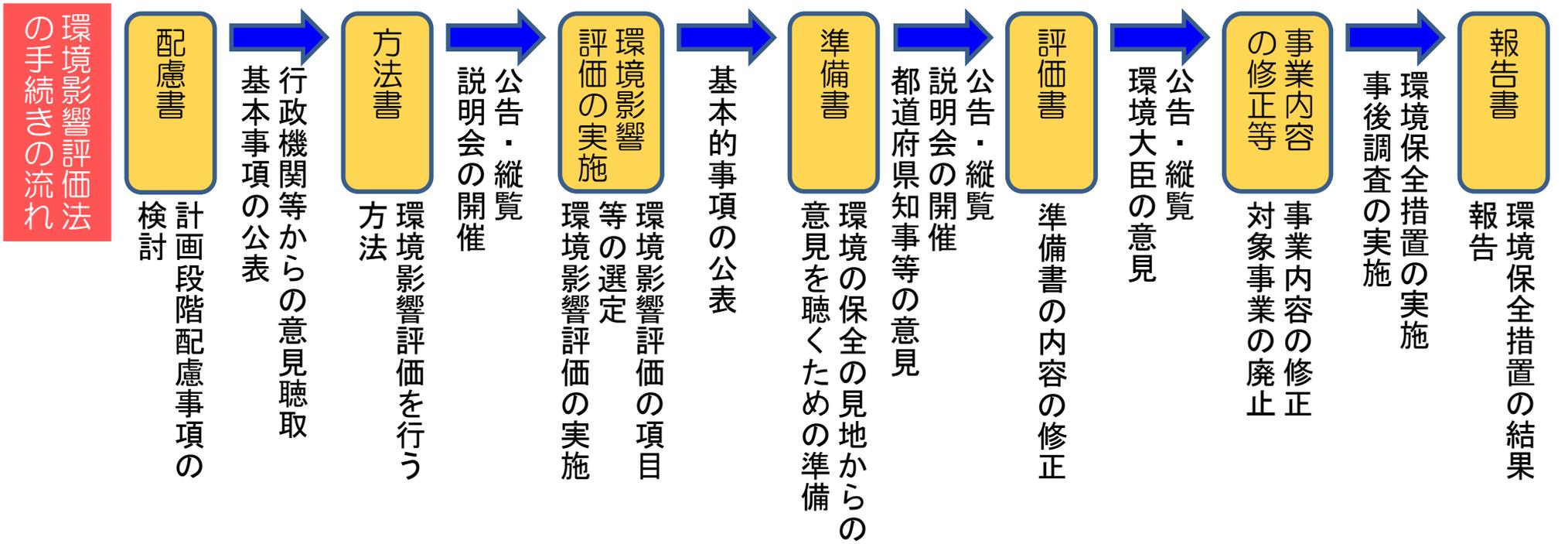
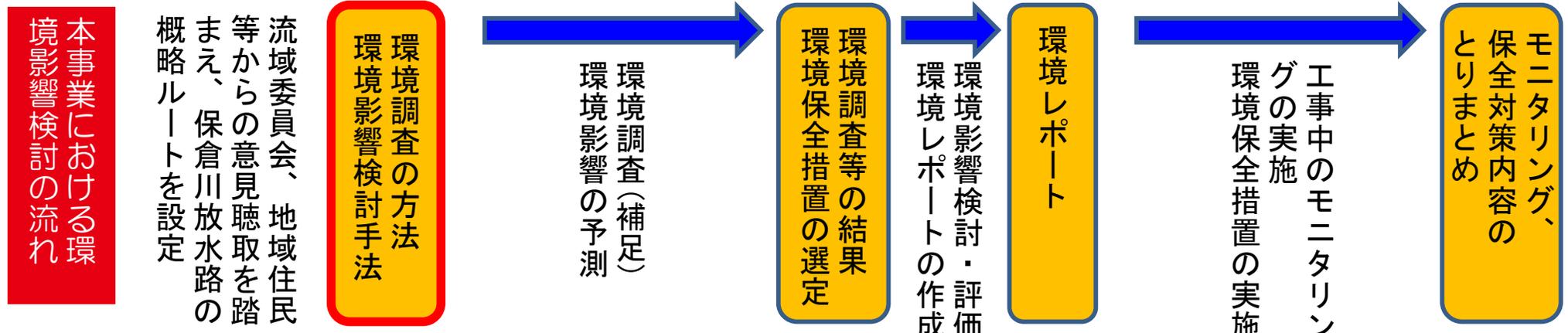
※2：環境の保全について特に配慮すべき地域（国立公園、国定公園、県立公園等の区域）を含む地域で実施される事業。

1. これまでの環境影響評価に係る方針

R3.6.15第1回委員会
資料より引用、一部改

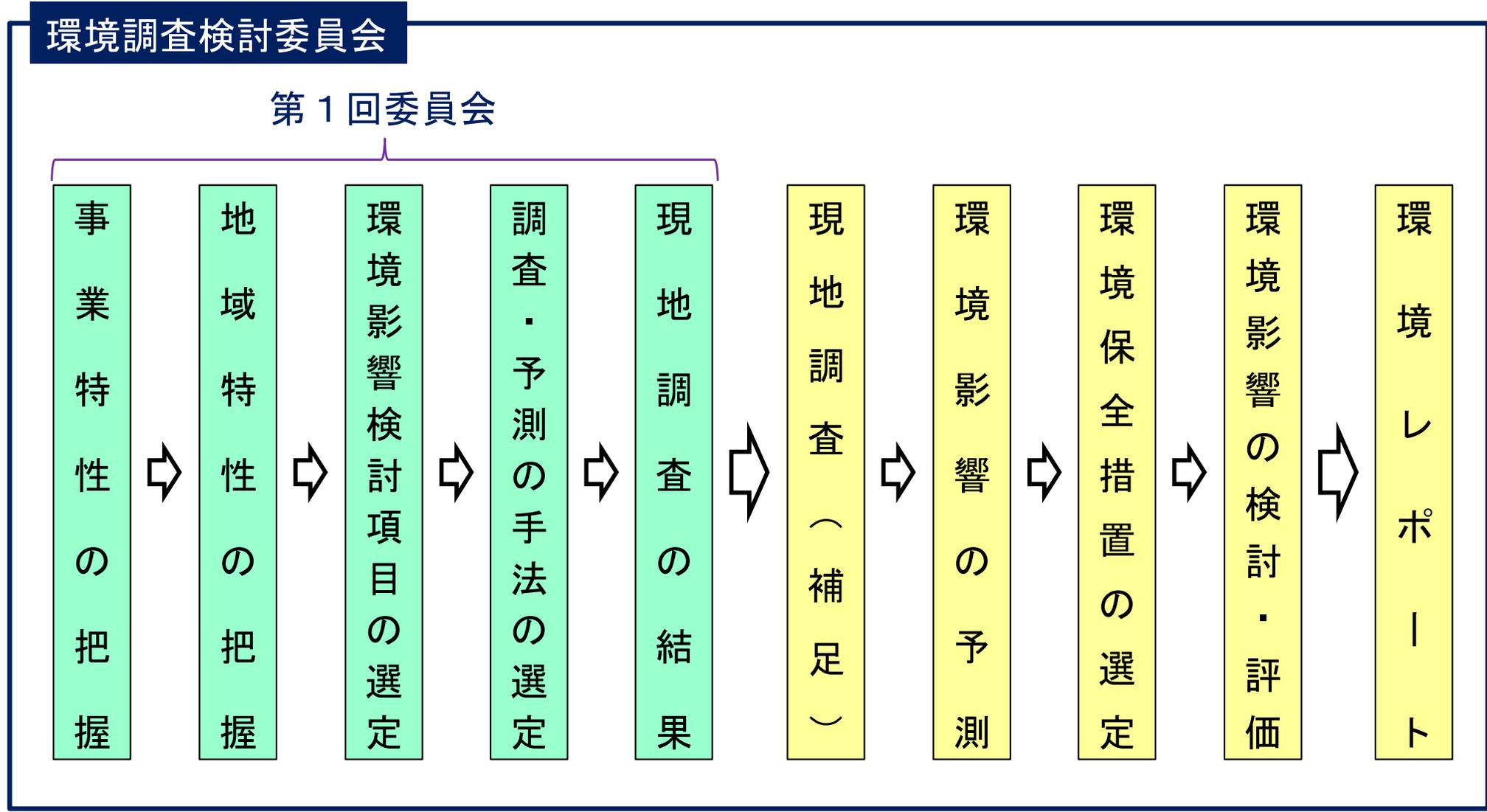


- ・ 本事業における環境影響検討は、環境影響評価法を参考に環境保全に向けた検討を実施する。
- ・ 環境影響検討の結果を環境レポートとしてとりまとめ、環境保全に配慮した事業を実施していく。



【自主的な環境影響評価の手続き】

- ・ 第1回委員会では、検討項目、調査結果及び予測手法について、その後に開催される委員会では、予測結果、影響評価及び環境レポート等について助言、指導をいただく。



- 第1回委員会において、事務局より、保倉川放水路における環境影響検討の進め方や、環境影響項目の調査手法及び調査結果等について説明を行い、環境影響項目等について委員会の了解を頂くとともに、今後、環境影響予測を実施していくあたり、本委員会で意見を頂きながら検討を進めていくことを確認した。

第1回委員会における主な議事と報告事項

議 事	報告事項
放水路整備事業実施における環境影響検討について	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保倉川放水路の土地改変面積は50ha未満と想定しており、法及び条例の対象規模には該当しないものの、新川開削による周辺環境への影響を把握するため、環境影響検討を実施する。 ➤ 環境影響評価法を参考に環境保全に向けた検討を実施する。 ➤ 環境影響検討の結果を環境レポートとしてとりまとめ、環境保全に配慮した事業を実施していく。
環境影響項目の選定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境影響評価の項目を選定するにあたっては、省令を参考に、対象事業に伴う影響要因（工事の実施、土地又は工作物の存在及び供用）について、その影響を受けるおそれがあるとされる環境要素に係る項目を勘案して選定する。 ➤ 保倉川放水路の環境影響検討では、省令別表第一に記載された参考項目の他、当該事業の特性に基づいて項目を追加して選定する。 ➤ 省令の参考項目のうち、「放射線の量」については当該事業では想定されないことから選定しない。
環境影響項目の調査手法及び調査結果、予測手法	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 環境影響項目毎の調査手法及び調査結果概要、及び、予測手法について
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 今後の自主的な環境影響評価の手続きにおいて、第2回以降の委員会では、予測結果、影響評価及び環境レポート等について助言、指導をいただく。

2. 新潟県環境影響評価条例への対応

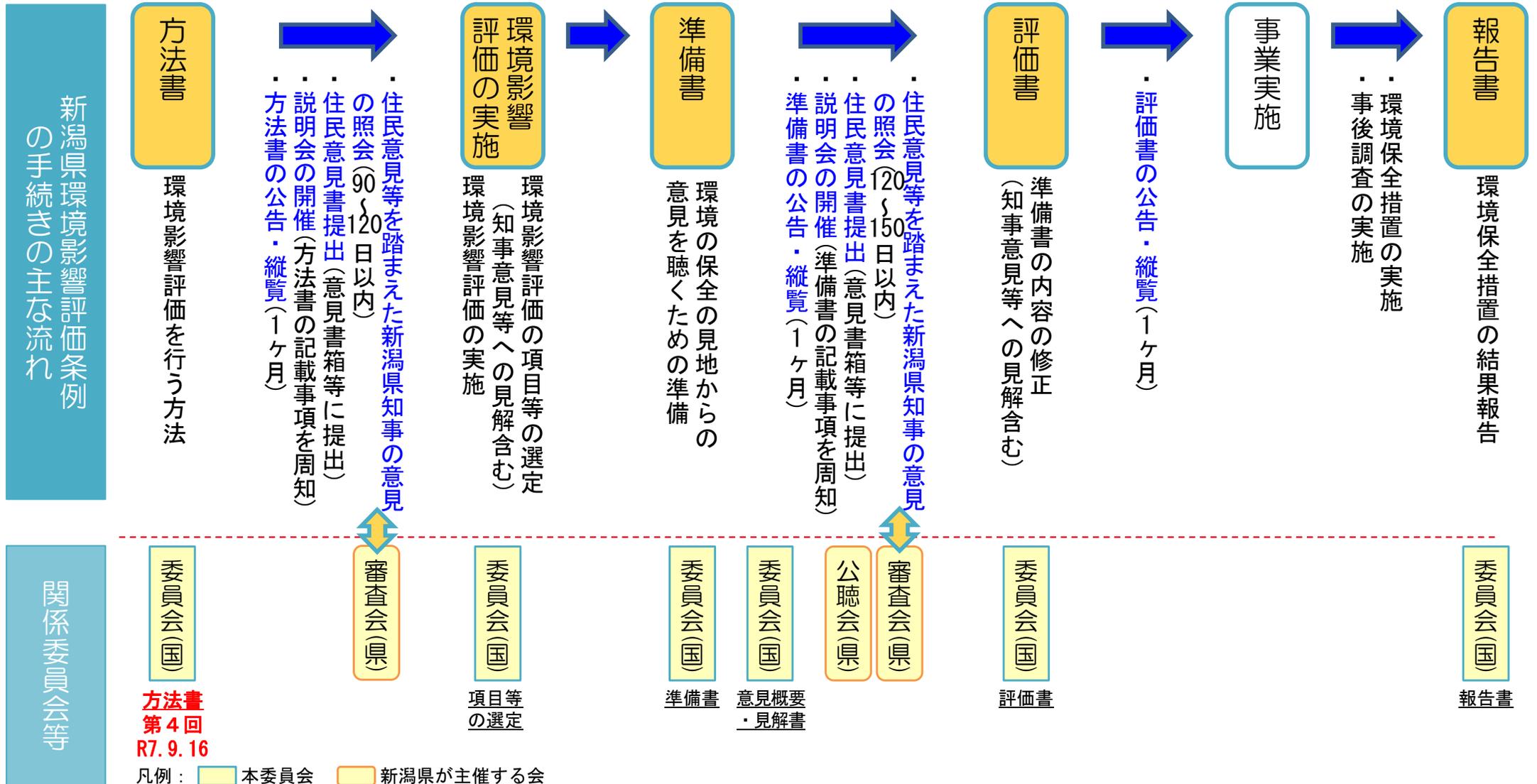
- 保倉川放水路の土地改変面積は、これまでは50ha未満と想定しており、法及び条例の対象規模には該当しないものとして、自主的な環境影響検討を進めてきた。
- その後の関係住民意見聴取等を踏まえ、放水路の対象面積が50haを超過した場合にも対応できるよう、新潟県環境影響評価条例に即した手続きを実施していくものとする。

【保倉川放水路の対象面積について】

- 令和3年以降、気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更（R5.3）、河川整備計画の変更（R7.3）を通して、保倉川放水路も含めた目標流量の引き上げを実施。
- 整備計画変更原案公表時点（R5.12）においても、対象面積は約50haに満たない程度と想定していた（R5.12開催第25回関川流域委員会議事要旨参照）。
- しかし、河川整備計画変更原案に対する関係住民意見聴取（R5.12からR6.1に掛けて実施）の中で、R6.1に発生した能登半島地震により津波が関川を遡上し浸水被害が発生したこと等により、放水路への津波遡上による被害の懸念や、放水路整備後の海水（塩水）、風、地下水の影響に関するご意見が多く寄せられた。
- これを受け、R7.3に変更した河川整備計画においては、「保倉川放水路の施設の検討に当たっては、関係機関等と協議しつつ、関係分野の専門家・学識者等からなる保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会、保倉川放水路環境調査検討委員会でのご意見を踏まえて行います。」と追記し、対策について今後検討していくこととしている。
- 以上を踏まえ、放水路の対象面積が50haを超過した場合にも対応できるよう、新潟県環境影響評価条例に即した手続きを実施するとともに、保倉川放水路環境調査検討委員会の設立趣意書の変更についてご審議いただく。

3. 環境影響評価の手続き

- 新潟県環境影響評価条例の手続きに沿って、委員の助言を得ながら方法書、準備書、評価書を作成し、関係行政機関や住民等からの意見を求めつつ、環境に配慮した事業となるよう進めていく。
- 第1回委員会では、方法書の内容である環境影響評価項目の選定、調査手法等について了解いただいているが、第4回委員会では、縦覧に供する方法書について、あらためて確認いただく。



3. 環境影響評価の手続き

- 「新潟県環境影響評価条例」における参考項目（環境影響評価項目）は、「環境影響評価法」と概ね同一であるが、「大気質、騒音、振動」「水の濁り」「放射線の量」については表記が異なる箇所が存在（下表水色着色箇所と濃い灰色着色箇所）。
- これまで実施してきた環境影響評価において選定している項目については、「環境影響評価法」と「新潟県環境影響評価条例」における参考項目を元に設定している（詳細は次資料参照）。

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用
					建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	洪水を分流させる施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	
大気環境	大気質	粉じん等	○							
	騒音	騒音	○	○						
	振動	振動	○	○						
	低周波音	低周波音								○
	風害	風害								○
	塩害	塩害								○
水環境	水質	水の濁り				○				○
		富栄養化								○
		溶存酸素量								○
		塩素イオン濃度								○
	底質	水底の泥土								○
	地下水の水質及び水位	地下水の塩素イオン濃度								○
		地下水の水位							○	
地質環境	地形及び地質	重要な地形及び地質								○
	地盤	地盤沈下								○

環境要素の区分			影響要因の区分		工事の実施					土地又は工作物の存在及び供用
					建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	洪水を分流させる施設の工事	掘削の工事	堤防の工事	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地					○			○
	植物	重要な種及び群落とその生育地					○			○
	生態系	地域を特徴づける生態系					○			○
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観								○
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場					○			○
環境への負荷の量の程度により調査、予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物					○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量								

- 注1 網掛けは、主務省令及び新潟県技術指針に示されている参考項目であることを示す。
 注2 網掛けは、主務省令に示されている参考項目であることを示す。
 注3 網掛けは、新潟県技術指針に示されている参考項目であることを示す。
 注4 「○」は、環境影響評価の項目として選定したものを示す。